



平成 26 年 4 月 9 日

各 位

大阪市西区江戸堀 1 丁目 9 番 25 号  
ダイダン株式会社  
代表取締役社長執行役員

北野晶平

(東証第一部 コード番号 1980)

(問合せ先)

取締役専務執行役員業務本部長

河久保弘和

TEL (06) 6447-8000

## 独占禁止法違反容疑に関する再発防止策の策定に関するお知らせ

当社および当社関係者は、平成 26 年 3 月 4 日、北陸新幹線の設備工事の入札に関し、独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されました。このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、株主の皆様、お客さまをはじめ関係各位には多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社は、3 月 10 日、国土交通大臣より法令遵守の徹底など社内体制の整備および再発防止に係る具体的な措置について報告を求める旨の勧告を受け、本日、勧告に対する報告を行いました。

今回の事件を受け、当社は、昨年 9 月からコンプライアンス体制の見直しと再発防止策の策定を行い、実施してまいりました。今回の勧告を機に、さらにコンプライアンス体制と再発防止策の強化を行いますので、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

当社は、役職員一同、独占禁止法その他の関係法令等を遵守した事業活動の徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。

### 記

#### 1. コンプライアンス体制の見直しについて

平成 26 年 3 月 26 日に「コンプライアンス体制強化のための機構改革について」にてすでにお知らせしておりますが、当社は、コンプライアンス推進体制を強化するため、4 月 1 日付で以下の組織を新たに設置しました。

##### (1) 「コンプライアンス対策室」の設置

当社は、昨年 9 月の公正取引委員会の立入調査後に直ちにコンプライアンス対策本部を設置して、コンプライアンス体制の見直しと再発防止のための対策を実施してまいりましたが、今回これを発展的に解消させ、恒常的な組織として、新たに「コ

ンプライアンス対策室」（以下「対策室」）を設置しました。

対策室は、本部、事業所（以下「事業所等」）から独立した会長直轄の組織とし、コンプライアンス委員会と連携および外部の弁護士にアドバイザーとして協力いただきながら、コンプライアンス体制の強化と再発防止策等の推進のための企画、立案、実施を行います。なお、実施した施策が有効に機能しているかの確認は対策室が行います。

企画、立案については、内容に応じ経営審議会で審議のうえ取締役会の決定により全社展開を実施します。

#### （2）外部専門家による「法令遵守支援委員会」の設置

当社の顧問弁護士1名と外部の弁護士2名の合計3名で構成する「法令遵守支援委員会」を設置しました。対策室と密接な連携をとり、対策室が実施する法令遵守のための啓発活動に対する専門的な支援を行ってまいります。

### 2. 再発防止策の概要について

当社は、再発防止のために以下の対策を実施してまいります。

#### （1）毎年4月をコンプライアンス月間とし、以下の活動を行います。

- ①4月1日のコンプライアンス月間の初日にあたり、企業倫理の統括者である会長から「独占禁止法その他関係法令を遵守した事業活動を行う」ことの決意を、全国の事業所等に対しテレビ会議を通じて伝えました。さらに、その後、代表取締役2名が全国の事業所等を訪問して、直接役職員に会って説明を行いました。
- ②役員（執行役員を含む）および全国の事業所長を対象に、顧問弁護士による独占禁止法の講習会を実施します。
- ③全国の事業所等で独占禁止法の遵守に関する研修を実施し、これを遵守する旨の誓約書を提出します。また、独占禁止法その他関係法令を遵守する旨のポスターを作成し、全国の事業所等および現場事務所に掲示します。
- ④内部通報・相談窓口の利用方法について、通達および社内報で再展開し、周知を図ります。

#### （2）顧問弁護士による独占禁止法遵守のセミナーを全国の事業所等で開催します。

#### （3）事業所の営業業務における監視強化対策として以下を実施します。

- ①営業担当者の行動予定の事前申請と結果報告を制度化し、上司による適切なチェックおよびコンプライアンスに則った活動の指導を徹底します。
- ②官庁工事の個別入札案件において、事業所長は、入札に際し法令を遵守していることを確認し、営業本部長に報告することとします。
- ③内部検査の営業業務検査項目に①および②の項目を追加しました。内部監査室が年2回実施している事業所等の内部検査において、当該検査項目の検査を実施します。なお、内部検査の結果については、年2回取締役会に報告します。

- (4) 営業部門の行動規範を改正し、独占禁止法その他関係法令ならびに社会規範の遵守を誓うとともに、具体的な行動基準を明記した内容とし、研修会等を通じて周知させるとともに、今後の若い世代にも引き継いでいきます。
- (5) 適正、適法な業務執行のために、営業担当者の定期的な人事異動を実施してまいります。

以上